

＼常総で事業をしませんか！？／

金額  
**10**万円  
補助

# 常総市創業・新事業展開支援補助金

## 創業・新事業展開支援補助金とは

常総市内で新規創業又は新事業展開される方に対し、創業等に要する経費を補助するものです。

## 補助金概要

- 補助率 補助対象経費の **2分の1**
- 補助限度額 上限 **100,000円**(1,000円未満の端数は切捨て)
- 補助対象者 (1) 補助金の交付を申請する日の属する年度の末日までに創業若しくは新事業展開できる者又は創業若しくは新事業展開後1年を経過していない者であること。  
(2) 本市の創業支援等事業計画に規定する**特定創業支援等事業**による支援を受けた者又は補助金の交付申請年度内にその支援を受ける予定の者であること。  
(3) 市税等の滞納がないこと。  
(4) 補助金の交付を受けようとする個人事業者(法人にあつては代表者)が、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

## 特定創業支援等事業

主 催 常総市商工会 常総市水海道橋本町 3552-1  
☎0297-22-2121 E-mail:info@joso.or.jp

特定創業支援等事業	① JOSO 創業セミナー	<b>1ヵ月以上にわたり、4回以上、受講し、全体の7割以上出席すること</b>
	事業計画策定個別相談(創業) ② 相談分野 経営・財務・人材育成・販路開拓	<b>1回1時間程度の個別相談指導を1ヵ月以上にわたり、4回以上受けること</b>

## 補助対象経費

- (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- (2) 商号登記費又は法人登記に係る費用
- (3) 事業所等新築工事費(増改築及び改修含む。ただし、住居部分を除く。)
- (4) 設備費(直接必要とする機械装置、工具、器具、備品等の購入費又は補助金交付決定の日から申請年度の3月31日までに係るリース料又はレンタル料に限る)
- (5) マーケティング調査費
- (6) 販売促進品等の作成に要する経費
- (7) 広告宣伝費
- (8) その他市長が適当と認める経費

▽お申込み・お問い合わせ先 詳細は要綱又はHPをご覧ください。

常総市役所 商工観光課 商工係

☎0297-23-9088

(市HP)



# (補助金)交付の流れ

## 1 補助金交付申請書類(下記の書類)を作成

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書
- ③ 誓約書兼同意書(様式第2号)
- ④ 市税納税証明書(市外に住所を有する個人事業者に限る。)
- ⑤ 事業を実施する事務所等の所在が分かるもの(登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し等)
- ⑥ 開業等の届出の写し(個人事業者に限る。)
- ⑦ 定款及び登記事項証明書の写し(法人に限る。)
- ⑧ 本人確認書類の写し(個人事業者に限る。)
- ⑨ 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種に限る。)
- ⑩ 補助対象経費の内訳を説明する書類(見積書,契約書等)
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

各受付窓口:審査・補助金の交付決定通知の送付

事業実施

## 1“変更の申請書類(下記の書類)を作成

- ① 補助金変更等承認申請書(様式第4号)
- ② 変更等の内容が確認できる書類
- ③ 前号に掲げるもののほか,市長が必要と認める書類

事業完了

## 2 補助金実績報告書類(下記書類)を作成

- ① 補助金実績報告書(様式第6号)
- ② 事業に係る経費の支払を証明する書類(領収書,契約書等)
- ③ 事業の成果等が分かるもの(写真等)
- ④ その他市長が必要と認める書類

\*補助事業終了後 30 日以内か  
交付決定の日の属する年度末日の  
いずれか早い日までに提出(必着)

各受付窓口:実績確認・補助金額の確定通知

## 3 補助金の請求書類(下記の書類)を作成

- ① 補助金交付請求書(様式第8号)

各受付窓口:特定創業支援事業の証明書の交付完了の確認

各受付窓口:補助金の支払い(指定口座に振り込み)

## 関係書類の保管

当該補助金の交付決定を受けた年度の翌年から5年間保管

## 注意

原則として,事業を継続して2年以上行わなかったときは,補助金は返還となります。